

埼玉県県庁舎再整備に伴う経済波及効果調査業務委託企画提案募集要項

埼玉県県庁舎再整備に伴う経済波及効果調査業務委託の実施については、この要項に定めるとおりとする。この事業の受託者を選定するための企画提案を下記のとおり募集する。

1 業務の概要

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 埼玉県県庁舎再整備に伴う経済波及効果調査業務 |
| (2) 業務の内容 | 別添仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年11月30日(月)まで |
| (4) 委託金額の上限 | 2,882,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。 |
- ※ 本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

2 スケジュール

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 募集要項等の公示 | 令和8年5月13日 |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年5月18日 午後5時まで |
| (3) 質問への回答 | 令和8年5月20日 |
| (4) 企画提案参加申込書の提出期限 | 令和8年5月22日 午後5時まで |
| (5) 企画提案書等の受付期限 | 令和8年5月27日 午後5時まで |
| (6) 書面審査 | 令和8年5月下旬～6月上旬 |
| (7) 審査結果の通知 | 令和8年6月中旬 |
| (8) 契約先候補者の決定・契約締結 | 令和8年6月中旬～下旬 |

3 参加資格

次の(1)から(7)までの全てに該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75条)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 本件募集の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 本件募集の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (7) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）及び同要綱に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「市場調査業務」のA等級、B等級又はC等級に格付けされた者であること。

4 質問事項の受付及び回答

本件に関する質問は、次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限

令和8年5月18日（月）午後5時まで

(2) 提出書類・方法

質問事項を「様式1 質問書」に記載の上、「11 問合せ先及び書類の提出先」宛て電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は「(法人名) 埼玉県県庁舎再整備に伴う経済波及効果調査業務委託に関する質問」とし、提出後、必ず電話により受信確認をすること。なお、電話等による質問には簡易なものを除き応じない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、令和8年5月20日（水）までに埼玉県ホームページに掲載する。

5 企画提案参加申込書の提出

本件に参加を希望する場合は、あらかじめ以下のとおり書類を提出すること。

(1) 受付期限

令和8年5月22日（金）午後5時まで

(2) 提出書類・方法

「様式2 企画提案参加申込書」に必要事項を記入の上、「11 問合せ先及び書類の提出先」宛て、原則として電子データを電子メールにより提出すること。ただし、電子メールでの提出ができない場合は期限までに持参または郵送による提出すること。

※ 郵送による場合は、書留郵便など配達記録の残る方法によることとし、期限までに必着のこと。

※ 持参による場合は、平日午前9時から午後5時までの間に持参すること。

※ 電子メールの送信時の件名は「(法人名) 埼玉県県庁舎再整備に伴う経済波及効果調査業務委託 参加申込」とし、提出後、必ず電話により受信確認をすること。

6 企画提案書等の提出

(1) 受付期限

令和8年5月27日（水）午後5時まで

(2) 提出書類及び部数

企画提案に当たっては、以下の書類を電子データで提出すること。イのうちパンフレット等について、やむを得ず紙により提出する場合は、各5部提出すること。

ア 企画提案書

イ 「様式3 法人概要調書」ほかパンフレット等法人の概要が分かるもの

ウ 見積書（様式任意）

（ア）宛先は「埼玉県知事 大野 元裕」とし、担当者の氏名及び法人等の連絡先を明記すること。

（イ）「1（4）委託金額の上限」に掲げる上限の範囲内で作成すること。

（ウ）見積金額の総額、内訳、消費税を明記すること。なお、内訳は「一式」とせず、項目ごとに数量・単価などの算出根拠を明示すること。

(3) 企画提案書の作成方法

ア 様式は任意とするが、仕様書の内容に基づき、原則としてA4版・横長で作成すること。

イ 企画提案書の1ページ目（表紙）は、次の事項を記載すること。

（ア）表題（埼玉県県庁舎再整備に伴う経済波及効果調査業務委託 企画提案書）

（イ）応募者の所在地、名称及び代表者職・氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、E-Mailアドレス

ウ 企画提案書の2ページ目は、「目次」とすること。

エ 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。

（ア）企画提案の基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイントを、1ページ以内で記載すること。

（イ）提案内容（以下を含めること）

①類似事例に係る基礎的な調査

調査のねらい、調査項目、後続業務に活用するための工夫

②直接的な経済波及効果の算定・分析

調査・分析方針と具体的な手法

③地域経済やまちづくりに関連する誘発的な影響の把握

検討・整理方針、定量的に把握する場合の調査・分析手法

（ウ）業務実施スケジュール

本業務の全体スケジュールと各項目の実施期間及び必要工数を記載すること。

(エ) 業務実施体制

責任者、役割分担等を記載すること。

(オ) 過去における類似業務の実績（概ね3年以内のもの）

①団体名、②実施年度、③契約金額、④委託概要 を記載すること。

(4) 提出方法

原則として電子データを「11 問合せ先及び書類の提出先」宛て電子メールにて提出すること。ただし、電子メールでの提出ができない場合には、期限までに持参又は郵送により提出すること。

※ 郵送による場合は、書留郵便など配達記録の残る方法によることとし、期限までに必着のこと。

※ 持参による場合は、平日午前9時から午後5時までの間に持参すること。

※ 電子メールの送信時の件名は「(法人名) 埼玉県県庁舎再整備に伴う経済波及効果調査業務委託 企画提案書類一式」とし、提出後、必ず電話により受信確認をすること。

(5) その他

ア 応募は1事業者当たり1点とし、複数の企画提案書の提出は行うことができない。

イ 提出された応募書類は返却しない。企画提案書等の提出後は、内容の変更・差し替え等は認めない。

ウ 提出された企画提案書等は、審査にのみ使用する。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りでない。

エ 応募書類の作成・提出に要する経費は、応募者の負担とする。

7 契約先候補者の決定方法

(1) 審査方法

ア 参加資格を満たした者について、提出された企画提案書等により行う。なお、審査は書面審査とし、参加者によるプレゼンテーションは行わない。

委託先の選定に当たっては、「埼玉県県庁舎再整備に伴う経済波及効果調査業務委託に係る契約候補者選定委員会」が、審査基準に基づき、提案内容を総合的に審査し、最も点数の高かった提案者を契約先候補者として選定する。なお、最高点が2者以上ある場合には、見積額が低い者を契約先候補者とする。

イ 応募者が1者であった場合は、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、契約先候補者として選定する。

(2) 審査基準

審査項目・配点（100点満点）は次のとおりとする。

審査項目・内容	配点
1. 実施体制	
（1）類似業務の受託実績	5点
（2）業務の実施体制	10点
（3）スケジュールの実効性	10点
2. 企画提案内容	
（1）類似事例に係る基礎的な調査	20点
（2）直接的な経済波及効果の調査	20点
（3）地域経済やまちづくりに関連する影響の把握	20点
3. 見積額	15点

（3）審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者宛て電子メールで通知する。

8 契約方法

埼玉県は、提案内容を基に、契約先候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約により委託契約を締結する。

なお、契約先候補者が、業務履行に必要な能力を有しない場合や、契約締結までの間に契約先候補者に事故がある場合等、実施に係る協議が整わない場合は、審査結果で次点の者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、審査結果で次々点の者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

委託契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する。締結には、埼玉県が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。受注者には立会人型電子契約サービス利用に係る費用負担は生じない。電子契約の利用について承諾がない場合は、従来どおり紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

9 契約保証金

契約の相手方は、財務規則第81条第1項の規定により、契約金額の100分の1の契約保証金を納付すること。ただし、同条第2項の規定に該当するときは、その全部又は一部を免除する。

10 その他留意事項

（1）次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

（ア）談合その他不正行為が行われたと認められるもの

- (イ) 「3 参加資格」に該当しないことが確認されたもの
- (ウ) 虚偽の申請により資格を得たものが企画提案書等を提出したもの
- (エ) 本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (オ) 「6 企画提案書等の提出」の(2)に定める書類がないもの
- (カ) 委託金額の上限額を超える金額で見積書を提出したもの

(2) 本案件の審査結果として、原則として次の事項を公表する。

- (ア) 実施部局名、課所名、契約件名及び選定方法
- (イ) 参加申請した全事業者名（ただし、契約先候補者以外は仮称）
- (ウ) 審査基準に係る審査項目
- (エ) 全事業者の得点

また、情報公開の請求に応じて、契約の相手方となる者の提出書類等の情報公開を行う場合がある。

11 問合せ先及び書類の提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 本庁舎3階

埼玉県総務部 管財課 県庁舎再整備担当 堤

TEL : 048-830-2607

E-mail : a2580-10@pref.saitama.lg.jp